

高知県医師会病院部会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は高知県医師会病院部会と称し、事務所を高知県医師会内に置く。

(構成)

第2条 本会は高知県医師会会員である病院長（機関）を以って構成する。

(目的及び事業)

第3条 本会は病院の管理運営に関し調査研究をおこない病院医療の向上と社会福祉の増進に寄与するとともに病院相互の親睦をはかることを目的とす。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため左の事業を行う。

- 1 病院の管理運営の調査、研究
- 2 病院学会に関する事項
- 3 病院税制の調査、研究
- 4 病院事業に関し政府、関係機関、団体との連絡協議に関する事項
- 5 その他前条の目的を達成するため必要と認める事項

(入退会)

第5条 本会の入退会は会長の承認を受けるものとす。

(役員)

第6条 本会に左の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事	若干名
監 事	2 名

第7条 本会の役員は総会に於てこれを選出し任期は2年とする。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。理事は会長の命により会務を処理する。監事は会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。会長は理事会の承認をへて顧問を委嘱する。

(会議)

第10条 会議は総会、理事会とする。

- 1 総会は毎年1回開催し、会務報告、予算の決議、決算の承認、事業計画の決定、役員の選挙その他必要な事項を行う。但し必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 2 理事会は必要に応じ会長が招集する。

(会計)

第11条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入を以って充てる。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(附 則)

1. 平成2年4月21日規約一部改正